

堺市公報 第16号	平成30年4月13日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○平成30年度の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護 納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率について 【健康福祉局生活福祉部国民健康保険課】	6
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	7
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	7
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	8
○介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設許可について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	8
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	9
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	9
○介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービス事業の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定 相談支援事業の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	12
○地方自治法施行令に基づく収納事務の委託について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	12

○子ども・子育て支援法第41条及び第53条の規定による告示について
【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】……………13

○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について
【産業振興局農政部農水産課】……………14

○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について
【建築都市局住宅部住宅管理課】……………15

○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について
【建築都市局住宅部住宅改良課】……………16

<公告>

○堺市立日高少年自然の家の休館日について
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】……………16

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
【産業振興局商工労働部商業流通課】……………17

○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告
【建築都市局開発調整部建築安全課】……………18

○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告
【建築都市局開発調整部建築安全課】……………18

○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告
【建築都市局開発調整部建築安全課】……………19

○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告
【建築都市局開発調整部建築安全課】……………19

○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告
【建築都市局開発調整部建築安全課】……………20

○堺市大仙公園日本庭園の開場時間について
【建設局公園緑地部大仙公園事務所】……………20

○都市計画法第66条の規定に基づく公告
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】……………21

○南部大阪都市計画公園事業に係る図書の縦覧について
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】……………21

告 示

堺市告示第146号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次の1

のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

堺市西区築港新町3丁11番地1

日本酢ビ・ポパール株式会社 代表取締役社長 名倉 茂広

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

堺市西区築港新町3丁11番地1

日本酢ビ・ポパール株式会社

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 第33号ハ 遠心分離機 1基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時においてこの特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値

別表1のとおり

カ 使用時においてこの特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の数値及び最大の量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成30年4月13日から同年5月7日まで

(2) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境対策課

別表1

種類	第33号ハ 遠心分離機 1基 (P-1-2)			
能力	ポパール1000kg/時			
工事着手予定年月日	許可後			
工事完成予定年月日	着工後30日			
使用開始予定年月日	完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間			
使用時間の季節的変動	なし			
	区分	単位	通常	最大
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	水素イオン濃度	-	-	-
	生物化学的酸素要求量	mg/l	884000	884000
	化学的酸素要求量	mg/l	170000	170000
	浮遊物質	mg/l	-	-
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	-	-
	窒素含有量	mg/l	-	-
	りん含有量	mg/l	-	-
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常量及び最大量	m ³ /日		90※	90※

※ 汚水等は全量回収・精製され、原料として再利用される。



堺市告示第147号

堺市国民健康保険条例(昭和34年条例第23号。以下「条例」という。)第11条の5の5第2項及び第11条の9第2項の規定において準用する条例第11条第2項の規定に基づき、平成30年度の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率を次のように決定したので告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	
所得割	1000分の28.1 (年額)
被保険者均等割	8,060円 (年額)
世帯別平等割	9,709円 (年額)

介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率	
所得割	1000分の25.7 (年額)
被保険者均等割	14,972円 (年額)



堺市告示第148号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2776201184
事業所名称	特別養護老人ホームくみのき苑しらさぎ
事業所所在地	堺市東区白鷺町3丁18番17号
指定の申請者	社会福祉法人ラポール会
主たる事務所の所在地	大阪狭山市東茱萸木4丁目1977番地
代表者名	辻 光治
指定年月日	平成30年4月1日
サービスの種類	短期入所生活介護

堺市告示第149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2776201184
事業所名称	特別養護老人ホームくみのき苑しらさぎ
事業所所在地	堺市東区白鷺町3丁18番17号
指定の申請者	社会福祉法人ラポール会
主たる事務所の所在地	大阪狭山市東茱萸木4丁目1977番地

代表者名	辻 光治
指定年月日	平成30年4月1日
サービスの種類	介護予防短期入所生活介護

堺市告示第150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設として指定したので、同法第93条第1号の規定により告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2776201184
事業所名称	特別養護老人ホームくみのき苑しらさぎ
事業所所在地	堺市東区白鷺町3丁18番17号
指定の申請者	社会福祉法人ラポール会
主たる事務所の所在地	大阪狭山市東茱萸木4丁目1977番地
代表者名	辻 光治
指定年月日	平成30年4月1日
サービスの種類	介護老人福祉施設

堺市告示第151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、同法第8条第28項に規定する介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2756080012
事業所名称	小規模介護老人保健施設 かーさ・あもーれ
事業所所在地	堺市堺区今池町3丁3番16号
指定の申請者	公益財団法人浅香山病院
主たる事務所の所在地	堺市堺区今池町3丁3番16号
代表者名	高橋 明
開設許可年月日	平成30年4月1日
サービスの種類	介護老人保健施設

堺市告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2796000228
事業所名称	看護小規模多機能ホーム セレーノ
事業所所在地	堺市堺区南田出井町1丁3番12号
指定の申請者	社会福祉法人南の風
主たる事務所の所在地	堺市堺区甲斐町西2丁1番15号
代表者名	吉川 美幸
指定年月日	平成30年4月1日
サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護

堺市告示第153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号

の規定により告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2796000103
事業所名称	小規模多機能ホーム セレーノ
事業所所在地	堺市堺区南田出井町1丁3番12号
指定の申請者	社会福祉法人南の風
主たる事務所の所在地	堺市堺区甲斐町西2丁1番15号
代表者名	吉川 美幸
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

堺市告示第154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第115条の20の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2796000103
事業所名称	小規模多機能ホーム セレーノ
事業所所在地	堺市堺区南田出井町1丁3番12号
指定の申請者	社会福祉法人南の風
主たる事務所の所在地	堺市堺区甲斐町西2丁1番15号
代表者名	吉川 美幸
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	介護予防小規模多機能型居宅介護

堺市告示第155号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
エクレシア株式会社	居宅介護	晴れる家5号館ヘルパーステーション	大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町六丁6-16	平成30年4月1日
エクレシア株式会社	重度訪問介護	晴れる家5号館ヘルパーステーション	大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町六丁6-16	平成30年4月1日
ワング・ユニーク 合同会社	居宅介護	ワングケアサポート	大阪府堺市中区深井中町1043番地2	平成30年4月1日
ワング・ユニーク 合同会社	重度訪問介護	ワングケアサポート	大阪府堺市中区深井中町1043番地2	平成30年4月1日
一般社団法人しえいくはんず	就労継続支援（B型）	じょいん	大阪府堺市北区新金岡町五丁5番110号	平成30年4月1日
株式会社 ハートフルサンク	共同生活援助	トレーフル	大阪府堺市南区茶山台二丁8-5-201	平成30年4月1日
株式会社 大望	共同生活援助	a n n . L i v e	大阪府堺市美原区大饗22-1	平成30年4月1日
合同会社 円池会	就労継続支援（B型）	レイクファーム	大阪府堺市中区八田西町三丁5番53号	平成30年4月1日
社会福祉法人ライフサポート協会	生活介護	みんなのマーケットるびなす（はぴな）	大阪府堺市南区高倉台二丁28-38	平成30年4月1日

社会福祉法人 関西福祉会	共同生活援助	陵東館和楽苑	大阪府堺市北区長曾根町 713-1	平成30年4 月1日
社会福祉法人 堺あけぼの福 祉会	生活介護	紬「あけぼの」	大阪府堺市中区上之837	平成30年4 月1日
社会福祉法人 堺福祉会	就労継続支援 (B型)	実里	大阪府堺市西区太平寺325 番地	平成30年4 月1日
社会福祉法人 自立支援協会	共同生活援助	グループホーム 光	大阪府堺市西区鳳北町八丁 430番2号	平成30年4 月1日

堺市告示第156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
合同会社 R h y z m	計画相談支援	相談支援センター かなで	大阪府堺市美原区大饗 333番地 タムラマンシ ョン301号室	平成30年4 月1日
社会福祉法人 風の馬	計画相談支援	ペガサス計画相談 支援センター雅老 園	大阪府堺市堺区楠町二丁 1番20号	平成30年4 月1日

堺市告示第157号

堺市母子父子寡婦福祉資金に係る貸付金の償還金等の収納事務を委託したので、地方自

治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

1 委託する歳入の種類

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく貸付金の償還金及び違約金

2 委託する期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 東京都新宿区大久保1丁目3番21号

氏名 オリファサービス債権回収株式会社

代表取締役社長 松浦 治

堺市告示第158号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項及び第29条第1項の規定により確認を行った特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者について、同法第41条及び第53条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

1 幼保連携型認定こども園

名称	所在地	設置者
幼保連携型認定こども園 鈴の宮幼稚園	堺市中区八田西町2丁14-56	学校法人 梅川学園
幼保連携型認定こども園 子音つばさこども園	堺市北区長曾根町3018-9	社会福祉法人 博光 福祉会

2 幼稚園型認定こども園

名称	所在地	設置者
認定こども園 成晃ひかり幼稚園	堺市南区城山台1丁8-3	学校法人 泉北成晃学院

3 小規模保育事業

名称	所在地	設置者
ろおたす保育園	堺市北区中長尾町4丁3-18	株式会社 minna
未来保育園	堺市堺区向陵中町4丁7-26	株式会社 未来
のぞみ保育園 堺園	堺市堺区七道西町8	株式会社 エーエスケイ
ノーブル保育園	堺市堺区向陵東町2丁7-1	株式会社 いずみキッズパートナーズ
にじくま保育園	堺市中区福田682-5	株式会社 テラスミライ
ふくろうの森保育園大野芝園	堺市中区大野芝町304-1	株式会社 森新
ペガサス保育園 つばさ	堺市西区鳳北町10丁31-2	社会福祉法人 風の馬
つぼみ保育園	堺市北区長曾根町3046-14	社会福祉法人 あおば福祉会
ニチイキッズ長曾根保育園	堺市北区長曾根町1467-1	株式会社 ニチイ学館
なかよしっく保育園 金岡園	堺市北区金岡町2203	株式会社 マザーグース

堺市告示第159号

堺市立フォレストガーデン条例（平成5年条例第29号）第6条及び第14条の使用料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 委託する歳入の種類
堺市立フォレストガーデン条例第6条及び第14条に基づく使用料
- 2 委託する期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 受託者の住所及び氏名
住所 堺市南区釜室69番地1
氏名 特定非営利活動法人グリーンカムムロ
理事長 橘 哲正

堺市告示第160号

堺市営住宅及び堺市特定優良賃貸住宅の使用料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項により、次のとおり告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 委託する歳入の種類
堺市営住宅条例（平成9年条例第30号）及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例（平成5年条例第30号）の規定に基づき徴収する住宅の使用料
- 2 委託する期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 3 受託者の住所及び氏名
住所 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
氏名 近鉄住宅管理株式会社
取締役社長 大島 哲郎

堺市告示第161号

堺市立協和町東駐車場の駐車料金の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

1 委託する歳入の種類

堺市立協和町地区駐車場条例（平成3年条例第20号）の規定に基づき徴収する堺市立協和町東駐車場の駐車料金

2 委託する期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 東京都千代田区麹町二丁目4番地1 麹町大通りビル14階

氏名 株式会社プレミアパークアシスト

代表取締役 日高 剛太

4 受託者の徴収する場所

堺市堺区協和町3丁309番1 堺市立協和町東駐車場

公 告

堺市公告第258号

堺市立日高少年自然の家条例（昭和50年条例第13号）第17条第1項第2号の規定に基づき、堺市立日高少年自然の家の休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

1 休館日

- (1) 平成30年5月6日、5月7日
- (2) 平成30年10月15日、10月22日、10月29日、11月5日、11月12日、11月19日、11月26日
- (3) 平成30年12月1日から平成31年2月28日までの日
- (4) 平成31年3月4日、3月11日、3月18日
- (5) 次の場合は、特例により休館日を設ける。
 - ①施設、設備、器具及び備品等の維持管理に関する業務の実施に伴い、堺市立日高少年自然の家の管理運営業務の遂行が困難と認める場合
 - ②地震、台風、感染症等の発生により、堺市立日高少年自然の家の管理運営業務の遂行が困難と認める場合
 - ③堺市立日高少年自然の家の管理運営業務の全部又は一部の停止を命じられた場合

2 適用期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで



堺市公告第259号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パンジョ

堺市南区茶山台一丁3番1号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社パンジョ

代表取締役 西尾 安弘
堺市南区茶山台一丁2番1号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

平成30年2月11日

5 届出年月日

平成30年3月29日

~~~~~  
堺市公告第260号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定による認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 平成30年3月29日 第E-23号
- 2 対象区域 堺市北区新金岡町四丁5番1、5番2、6番2、15番1

~~~~~  
堺市公告第261号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定による認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

- 1 認定年月日及び認定番号 平成30年3月29日 第E-24号
- 2 対象区域 堺市北区新金岡町四丁5番1、5番2、6番2の一部、15番1
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階
堺市建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第262号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定による認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号 平成30年3月29日 第E-25号
- 2 対象区域 堺市東区白鷺町一丁1082番1外35筆  
(既認定地番：堺市東区白鷺町一丁1082番1の一部外105筆)

~~~~~

堺市公告第263号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定による認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

- 1 認定年月日及び認定番号 平成30年3月29日 第E-26号
- 2 対象区域 堺市東区白鷺町一丁1082番1、1106番5、1106番6、1126番9、1126番

10、1149番5、1106番2、1106番3の一部、1126番7の一部、1126番15
堺市東区白鷺町二丁342番1の一部、1142番5、1149番6、1163番7

- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階
堺市建築都市局開発調整部建築安全課

堺市公告第264号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定による認定をしたので、
同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

- 1 認定年月日及び認定番号 平成30年3月30日 第E-30号
- 2 対象区域 堺市堺区協和町三丁128番7、128番11、128番1の一部
- 3 縦覧場所 堺市役所高層館13階
堺市建築都市局開発調整部建築安全課

堺市公告第265号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第32条第1項第2号の規定に基づき、大仙
公園日本庭園の開場時間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例
第31条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

- 1 大仙公園日本庭園 開場時間
平成30年4月28日（土）から30日（月・休日）までにおける開場時間

9時から21時まで（入園は、20時30分まで）

~~~~~

堺市公告第266号

大阪府知事による南部大阪都市計画公園事業の認可告示（平成30年大阪府告示第603号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月13日

堺市長 竹山修身

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
南部大阪都市計画公園事業 4・4・201-8号天神公園
- 2 施行者の名称  
堺市
- 3 事務所の所在地  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 4 事業地の所在  
4・4・201-8号天神公園  
堺市東区日置荘原寺町及び日置荘田中町地内

~~~~~

堺市公告第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、大阪府知事から南部大阪都市計画公園事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月13日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 施行者の名称
堺市

- 2 事業施行期間
昭和58年9月21日から平成35年3月31日まで

- 3 事業地
(4・4・201－8号天神公園)
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

- 4 縦覧場所
堺市堺区南瓦町3番1号
堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課